

盛岡市社会福祉事業団 第二次中長期経営計画【改定】

～自主自立に向けた経営基盤の強化と基幹事業の取り組み～
(2014年度～2023年度)

第1 計画の策定と見直しにあたり

1 背景

今、盛岡市社会福祉事業団においては、「46通知」の見直し、「指定管理者制度」の導入など、急速に変化する社会の流れに即した効率性の高い経営力と個々の利用者のニーズを的確にとらえたサービスの提供が求められているところです。

このような時代の変遷とともに、経営環境が厳しくなっていることに対し、安定した経営基盤を確立するため、平成23年度から平成30年度までの「盛岡市社会福祉事業団中長期計画」を策定し、平成24年度、事業団立保育所「津志田つばさ園」、児童発達支援事業所「いるか教室つしだ」を建設するなど、自立した事業団を目指し取り組んできました。

また、平成26年度からの第3期指定管理期間においては、指定管理料の大幅な減額により施設運営が大変厳しい状況に追い込まれてきました。一方、国においては、社会福祉法人を取り巻く環境の変化に対応し、法人経営の在り方に関し幅広い検討が行われたところです。

このような状況の中で、法人の在り方を改革、改善していくためには、経営理念や基本方針を全施設、全職員に浸透し確実に実践することを前提とし、職員一人ひとりの資質の更なる向上や良質なサービスの提供はもとより、将来をしっかりと見据え、雇用の場の確保と確かな組織力、経営基盤を確立することが重要となってきました。

平成25年度で終了する中期計画について検証を行い、継続すべき課題を整理し、かつ経営的視点を取り入れた改革の方向性と更なる取り組みを具体的に示すものとして、平成26年8月「第二次中長期経営計画」を策定しました。

その後、盛岡市は、平成26年12月に向こう20年間に施設保有の最適化や長寿命化が必要となる施設を可視化するとともに、施設用途ごとの具体的な取り組みの方向性を定める基本計画「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定し、老人福祉センターは各コミュニティ地区内の類似施設との集約化、児童館・児童センターは小学校等への機能移転、民間事業者などによるサービスの提供が行われている障がい者福祉施設は、民営化などの運営主体の見直しを進める等の方向性を示すほか、中央通勤労青少年ホームは平成30年度をもって事業を終了するなど、施設の在り方が大きく変わり始めています。

他方、社会福祉法人については、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることを目的に、平成28年3月31日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取り組み」をポイントに「社会福祉法人制度改革」が行われ、平成29年4月当事業団に「評議員会」を設置しました。

また、平成31年度からの第4期指定管理期間は、指定管理料が大幅に減額される施設のほか、指定管理期間が5年から2年又は4年に短縮される施設があるなど、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に基づく施設移譲に向けて盛岡市と猶予のない協議が必要となることはもとより、施設

移譲による指定管理料の削減がサービスの質の担保、経営に及ぼす影響を十分に検討しなければなりません。

ここに、平成 26 年度策定した第二次中長期経営計画の中間年に当たり、法人、施設の在り方が大きく変化し始めている中、①前期の評価による検証を行い、②内部環境の強み・弱み、外部環境の機会・脅威を分析し現状を的確に把握するとともに、③施設・事業所の将来像となる理念を策定し、ミッションを明確化することにより、④今後進むべき法人・施設の在り方をアクションプラン及び年次実行計画として具体的に策定し取り組むため、第二次中長期経営計画を改定するものであります。

2 事業団の沿革

昭和49年	3月	盛岡市社会福祉事業団設立
	4月	事務局を盛岡市内丸12番2号に置く 「けやき荘」、「しらたき学園」受託経営
	7月	「ひまわり学園」受託経営
昭和53年	4月	盛岡市「地域センター運営管理要綱等について」の通知により地域福祉推進の活動拠点として児童センター、老人福祉センター受託経営
昭和55年	4月	「身体障害者福祉センター」受託経営
	6月	事務局を盛岡市若園町2番18号、盛岡市若園町分庁舎内に移転
昭和59年	9月	事業団創立10周年記念式典を盛岡市総合福祉センターで開催
昭和60年	4月	「ひまわり学園」園舎が改築され、定員50名に増員
平成3年	2月	「仙北老人デイサービスセンター」受託経営
平成6年	4月	「地域福祉センター」受託経営
	11月	事業団創立20周年記念式典を南部会館サザンパレスで開催
平成7年	5月	事務局を盛岡市若園町2番2号、盛岡市総合福祉センター内に移転
平成16年	4月	「しらたき学園」園舎が移転新築され、施設名を「しらたき工房」に改め定員50名に増員。「デイサービスセンターしらたき」定員20名の受託経営
	11月	事業団創立30周年記念式典を盛岡市総合福祉センターで開催
平成18年	4月	指定管理者制度導入、第一期指定管理83施設管理 「仙北老人デイサービスセンター」及び「地域福祉センター」通所介護事業移管
平成21年	4月	第二期指定管理84施設2分室管理
平成22年	4月	図書館窓口業務受託
平成23年	2月	中長期計画策定
	6月	「いるか教室」事業開始
平成24年	12月	事業団立保育所「津志田つばさ園」開園
平成25年	2月	「いるか教室つしだ」事業開始
平成26年	4月	第三期指定管理85施設2分室管理 「いるかデイ中屋敷」事業開始
	8月	第二次中長期経営計画策定
	10月	「いるかデイ三本柳」事業開始
	12月	「いるかデイ仙北」事業開始
平成28年	4月	「もりおか障害者自立支援プラザ」事業開始 「津志田つばさ園」定員を100名に増員
	12月	「いるかデイ三本柳」を東見前地区へ移転し、「いるかデイ東見前」に名称変更
平成29年	4月	評議員会設置
	9月	「しらたきの里」事業開始
平成30年	4月	「永井保育園」移管・事業開始
平成31年	2月	第二次中長期経営計画【改定版】策定

3 事業団を取り巻く環境

(1) 事業団の設立

社会福祉事業団は、地方公共団体が施設を建設し、運営の委託先として設立された社会福祉法人であり、これを公立民営方式と称します。従来の公立公営や国立民営による福祉施設の経営に対して、新しい福祉需要に対する公立施設の経営形態の在り方に、新機軸を生み出したものです。

昭和 46 年 7 月厚生省から各都道府県知事あて「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（いわゆる「46 通知」）が発出され、理事長は市長とし、施設整備は市が責任をもってこれにあたり、職員の処遇（給与、退職金等）は市に準ずる等の基準が示されました。

盛岡市社会福祉事業団は、「近時、社会福祉の行政需要は益々増大し、市に対する施設整備促進の要望がとみに高まってきている。市はこの要望にこたえるために社会福祉事業団を設立して、市立社会福祉施設の管理委託の方途を講じ、さらに各種施設の拡充を図ることが市民福祉の向上のためにも有効であると考えられる。社会福祉事業団の設立は、強く要望されているところであるが、これが早期実現を期し、市民福祉の増進に寄与しようとするものである。」という設立趣意に基づき、昭和 49 年 3 月盛岡市によって設立されました。

公設による事業基盤の安定と、民営による良質なサービスによって利用者のニーズに即応した、かつ利用者本位の運営が図られることをねらいとし、①職員と利用者との人間関係、②職員の専門性と定着性、③施設運営の効率化、④地域社会の協力、という 4 つの長所が期待され、昭和 49 年 4 月けやき荘、しらたき学園（現しらたき工房）、同年 7 月ひまわり学園が開設されました。

(2) 地域センター構想

いわゆる「地域センター」と呼ばれる児童センター、老人福祉センターは、それぞれ法に定められた固有の対象者に福祉サービスを提供するための目的施設です。言い換えれば、対象者以外は原則利用できないというそれまでの考え方を、盛岡市では、昭和 53 年 4 月「地域センター運営管理要綱」等を定め、地域センターを当該地域における地域福祉推進のための活動拠点の役割を持たせることにし、川目老人福祉センター、川目児童館、大新児童館、北厨川老人福祉センターが開設されました。この考え方は、コミュニティセンターにおいても踏襲され、昭和 54 年 3 月「青山地区活動センター管理運営要項」が定められ、4 月に初めての地区活動センターが開設されました。

当時は、地域優先を考える反面、純粋な民営による独善と放任を防止し、施設の公設民営の理想を具現するため、当事業団への委託によりその実効が上がるように考慮するとともに、地域人材の協力を要請し、新しいタイプのあり方を模索、実施に移すため、「地域福祉推進会」の結成を図るなど、全国的にも類例のないこの取り組みは、「盛岡方式」と呼ばれました。

(3) 「46 通知」の見直し

平成 14 年 8 月「46 通知」の取扱いが見直されました。「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行、利用者本位の制度を確立すること等を目的とする社会福祉基礎構造改革が進められるなど、事業団を巡る社会経済情勢は大きく変化し、福祉分野においても、利用者の選択の拡大を図るとともにサービスの質の向上と効率化を図る観点から、積極的に規制改革や地方分権を推進することが求められ、その事情は公設施設の経営の在り方についても同様とされました。

事業団の在り方については、「46 通知」の基準に定める個々の項目について創意工夫を生かした

対応を可能とするとともに、地域における社会福祉事業の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであり、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みを行うことが求められ、設立根拠となる通知の取扱いが、義務付けるものではなく技術的助言とされました。

その後、平成 28 年 11 月「46 通知」が一部改正され、基準に定める個々の項目について所要の改正が行われるとともに、平成 14 年 8 月「46 通知」の取扱いの見直し通知が廃止されましたが、一部改正後の「46 通知」も、義務付けるものではなく技術的助言とされました。

(4) 指定管理者制度

平成 15 年、地方自治法が改正され、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されました。盛岡市が設置した福祉施設等の管理運営は、盛岡市と当事業団の「業務委託」から、5 年毎（新規は 3 年）に原則公募で選ばれる制度が、平成 18 年度から導入されました。

昭和 53 年の地域センター構想以来、地域福祉・コミュニティ活動の拠点の役割を地域住民と協働で推進する取り組みを長年にわたり実践してきたことは、指定管理者制度の下、地域福祉推進会事務局を設置している地域センターが非公募とされている「盛岡方式」の考え方が現在も続いているものと考えられます。

(5) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画

盛岡市では、厳しい財政状況の中、少子高齢・人口減少時代の本格的到来に備え、平成 21 年度に「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を策定し、施設の維持管理の更なる効率化や老朽化した施設の更新費用の低減・平準化を進めるために「公共施設アセットマネジメントの推進」を掲げ、施設保有の最適化や限られた財源での保全の仕組みなど、財政状況を考慮した施設の維持管理について、分野や会計ごとに取り組むため、平成 25 年 6 月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成 26 年 12 月向こう 20 年間に施設保有の最適化や長寿命化が必要となる施設を可視化するとともに、施設用途ごとの具体的な取り組みの方向性を定める基本計画「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」が策定されました。この長期計画の中で、老人福祉センターは、各コミュニティ地区内の類似施設との集約化、児童館・児童センターは、小学校等への機能移転、民間事業者などによりサービスの提供が行われている障がい者福祉施設については、民営化などの運営主体の見直しを進める等の方向性が示されました。

平成 28 年 3 月には、具体的な個別施設計画である概ね向こう 10 年間の「中期計画」が策定され、具体の方向性やスケジュールが示されました。更に平成 30 年 3 月には、向こう 3 年間の「実施計画」が策定され、大規模改修や民間譲渡に係る協議が始まるなど、当事業団の設立根拠となる盛岡市立福祉施設の在り方が大きく変わり始めています。

(6) 地域協働によるまちづくり

盛岡市は、平成 27 年 4 月策定の「盛岡市総合計画の基本構想」において、「まちづくりを考える

上で重視する視点」のひとつとして「共につくるまち」を挙げ、「多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民生活の質を維持・向上させていくためには、市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政がそれぞれの分野で活動の成果を上げていくとともに、それぞれの特徴を生かし、連携しながら協力し合う、協働によるまちづくりを進める視点が重要」であるとしています。

また、平成26年3月策定の「盛岡市市民協働推進指針」は、「盛岡が盛岡らしく在り続けるために、さまざまな主体（あらゆる個人、団体、法人等を総称します）が積極的にまちづくりに参画する”市民協働”を推進する」ことを基本理念としており、地域協働についてもこの指針の下で取り組むこととしています。

これら上位計画にあるように、多様化、高度化する市民ニーズへの対応や、「盛岡らしい」まちづくりを考えるに当たり、さまざまな主体による協働が期待される現状にあって、盛岡市はこれらの上位計画に先立ち、平成23年4月に地域協働推進計画（以下「第1次計画」）を策定し、本市における地域協働の仕組みを確立するため「制度の試行から定着までの取り組み事項を定めるもの」として実施してきました。

盛岡市では、この第1次計画の下で、現在、市内のコミュニティ推進地区（以下「地区」）のうち12地区が、それぞれの特徴を生かした地域協働事業に取り組み、着々と成果を上げている一方で、現段階においては各地区の取り組みの進捗に差があることなどから、第1次計画で掲げた「制度の定着」という目的は、この5ヶ年で十分に果たされたとまでは言えない部分もあるとしています。

こうした現状と第1次計画の成果と課題を踏まえ、盛岡市は「制度の定着」から「地域協働の取り組みにおいて目指す方向性を定め、その実現を図る」ことへと目標を一步進め、第2次地域協働推進計画を策定し、地域協働を更に推進するものとしています。

今後、更に地域協働によるまちづくりが推進されることにより、地域センター構想による「事業団」、「地域センター」、「地域福祉推進会」の関係にどのような変化や影響があるか注視していかなければなりません。

（7）社会福祉法人制度改革

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっています。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていませんでした。

平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられています。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることを目的に、平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取り組み」を

ポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われました。

今後とも社会福祉法人が優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、あらゆる生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に即応することで、地域に暮らす方々に期待されている役割を十分に果たしていくためには、今般の制度見直しを真摯に受け止め、これを活かしていかなければなりません。

当事業団は、今般の制度見直しを契機としてその非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取り組み、質の高い人材の確保・育成に一層積極的に取り組む必要があり、そして、社会福祉の主たる担い手として、市民から負託された社会福祉事業の一層質の高い経営と複雑多様化する社会問題等を背景に、制度の狭間にある方々に対する積極的な取り組みにより、地域福祉の担い手として盛岡市と一体となって社会福祉事業の推進を図るとともに、事業団の特長、自主性、創造力を最大限に発揮し市民福祉の向上と増進に寄与していくものです。

4 第一次中長期計画、中期（平成23年度～平成25年度）の検証

事業団は、経営基盤の確立と自立に向けての事業及び施設の運営を進めてまいりました。その運営費は、指定管理料の割合がほとんどを占める管理運営となり、自主事業を行うには非常に困難な現状であったことから、事業団立「津志田つばき園」、「いるか教室」を開設し、自立を目指す最初の事業としてスタートさせたところです。ひまわり学園においては、相談支援事業、保育所等訪問支援事業等に加え児童発達支援センターとし、更には、児童発達支援事業（いるか教室）など就学前の障がい児に対し、総合的に支援を行いました。財政基盤については、保育所用地を取得し、保育所と児童発達支援事業所の建設に着手し固定資産を取得したほか、経費の節減に取り組み、積立目標額を上回ることができたところです。

平成26年度からの第3期指定管理期間においても従前管理している全施設の再指定を受けたほか、新たに1施設の指定管理を受託したところであります。今後において、更なる安定基盤を確立するため施設の移譲や団立での設置経営を目指し、指定管理制度に依存しない体制を整えることが必要となってきました。

5 第二次中長期計画、前期の検証

事業団のビジョン「乳幼児から高齢者までの『ふだんのくらしのしあわせ』をサポートする福祉の専門家集団」に基づき、就学前の障がい児を対象とした児童発達支援事業に続き、平成26年4月就学児を対象とした放課後等デイサービス事業所「いるかデイ中屋敷」を開設しました。10月には「いるかデイ三本柳」を開設し、平成28年12月東見前地区に移転し「いるかデイ東見前」に名称変更するとともに、支援環境を向上させるなど、未就学児から就学児まで途切れない支援に取り組んでいます。

児童館・児童センターにおいては、利用する発達障害児等の対応や支援、児童厚生員等への助言・指導などを目的に、平成26年度から事務局に専任の発達障害児支援専門員を配置し、34施設2分室を年間3回以上訪問し支援に当たるほか、児童厚生員研修会での助言・情報共有、児童館・児童センター保護者会研修での講師、小学校と連携を図るため盛岡市教育委員会を通じて小学校長会議へ協力を要請するなど、保護者、小学校、児童館・児童センター三者の連携強化に努めています。

また、平成26年12月、重症心身障害児（者）の日常生活における基本的な動作の指導並びに放課

後等の居場所の確保及び適応訓練のため、多機能型障害福祉サービス事業所「いるかデイ仙北」を開設し、看護師を中心に就学児から成人までの支援を行っています。

各種障がい福祉サービスを利用するに当たっては、障害児(者)の自立した生活を支え、障害児(者)の抱える課題の解決や適切なサービスを受けられるよう、相談支援サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行うため、相談支援専門員を育成するとともに、相談支援事業所の開設、更には、平成28年4月「もりおか障害者自立支援プラザ」を開設し、盛岡広域8市町から盛岡広域圏相談支援事業を受託するなどケアマネジメントによりきめ細かな支援を行っています。

第一次中長期計画に基づき開設した「津志田つばさ園」においては、子育て支援の一層の推進のため、平成28年4月定員を90名から100名に増員し、約120名の保育を行っています。

事業開始から44年を経たしらたき工房の利用者、保護者から多くの要望が寄せられ、早期実現を目指していた共同生活援助事業所、短期入所事業所は、平成29年9月「しらたきの里」として事業を開始しています。

盛岡市立保育所第三次民営化における「盛岡市立永井保育園」は、当事業団が移管先法人として平成29年度保育士6名を派遣し引継保育を行い、平成30年度当事業団に移管され、現在、定員を10名増員するとともに、新たに0歳児保育を実施するための保育室及び病後児保育事業のための保健室の増築など施設整備を行っており、平成31年4月からは定員100名とします。また、名称を平仮名表記の「ながい保育園」に変更し、新たな出発を迎えようとしています。

この間、平成26年4月湯沢地域交流活性化センター、9月盛岡市立土淵児童センター、平成27年4月仁王地区活動センター、平成29年6月盛岡市立みたけ老人福祉センターの4施設を新たに指定管理者として当事業団が運営を行っています。

第二次中長期経営計画の前期5カ年において、自主自立に向けた経営基盤の強化と基幹事業の展開を着実に実施して来ており、今後は、事業・経営の安定を一層推進する必要があります。また、盛岡市立施設の移譲については、利用者サービスの質の担保や、安定して事業が継続できるよう、盛岡市と緊密な協議・連携を図りながら、当事業団の自主性、特長、創造力を十分に発揮し後期に向けて取り組んでいく必要があります。

第2 事業団の特徴

事業団は、盛岡市が公の施設を管理するため設立した公設民営の社会福祉法人であり、民設民営の社会福祉法人が行わない事業を担っているケースが多くあります。障がい・乳幼児・児童・母子生活支援・高齢・地域活動など社会保障全般にわたる事業を展開しております。

現在では、発達障がい児の増加、発達障がい児・者の重度化や高齢化、核家族化による家庭支援力の低下、個別支援の浸透などにより、利用者個々に求められる支援が多様化し、種別を超えて複合的な視点が求められております。今、まさに多種多様な事業運営を実施している法人全体の相乗効果を発揮し、一拠点ではできないサービスを提供していることが事業団の“強み”であります。障がい児・者に対する専門性と市内に網羅した事業拠点を生かし、障がい児の早期発見と保護者への支援、障がい者が高齢になった場合の支援などを全種別の共通する視点として、乳幼児から高齢者までの長年にわたり蓄積されたノウハウを生かしながら、市民福祉サービスの充実に努めております。

第3 第二次中長期経営計画の策定方針

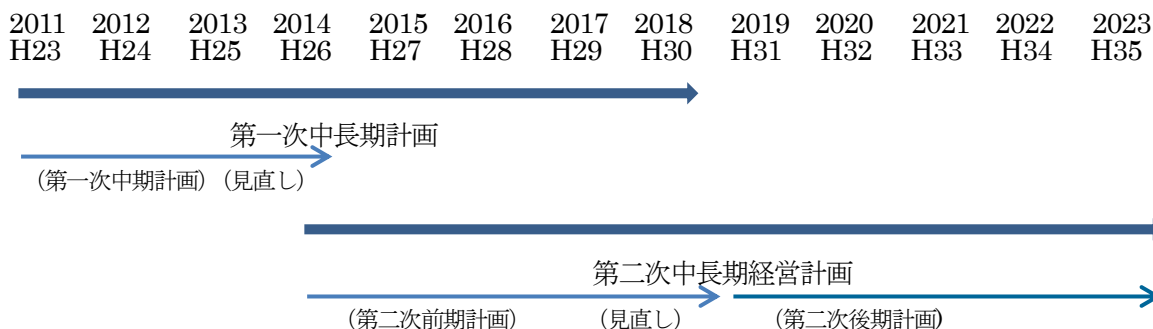
1 位置付け

本計画は、事業団経営理念の実現と持続的、安定的な法人経営を確立するため、中長期的な視点から事業団が今後進むべき方向性を明確に定めるものであります。長年にわたり公の福祉施設の管理運営を任されてきた事業団の歴史と実績とともに、盛岡市の福祉施策の一助となる自主事業の展開など事業の充実、経営の安定化、収支計画等を策定し、事業団の目的・使命の実現や市民福祉の向上・増進に結びつく体系を構築していくものです。

2 計画期間

計画期間 平成26年度～平成35年度

本計画は、第三期指定管理最終年度の平成30年度までを前期とし、その後の5年までを後期とします。なお、社会情勢の変化や制度改正等に的確に対応するため、計画策定後も必要に応じて見直しを行います。



3 理念

盛岡市社会福祉事業団は盛岡市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、もって市民福祉の向上と増進に寄与する

理念は、法人自体の目的と行動の規範を表したものであり、業務判断における最後の拠り所となるべきものです。

4 ビジョン

乳幼児から高齢者までの『ふだんのくらしのしあわせ』をサポートする福祉の専門家集団

ビジョンは、事業団の理想の姿であり、将来的にどんな法人にしたいかを現したものです。長期的な事業目標であり、事業団の目指す目的地です。

5 事業戦略コンセプト

原点への立ち返りと一体感の醸成

法人誕生の原点に立ち返り、けやき荘、しらかき工房、ひまわり学園を中心とする高齢者や在宅の障がい（児）者支援のノウハウを事業団の強みと捉え事業戦略のコンセプトとして掲げます。在宅の障がい（児）者で培った専門性を他事業種別にも活用し、事業種別や施設種別に関わらず法人の全事業、全職員が一丸となって経営・組織改革に取り組むことを目指します。

6 重点方針

乳幼児から高齢者までの障がい（児）者に重点をおき、蓄積された高い専門性を生かし、全事業の相乗効果を図ります。

多くの事業種目から重点項目を選択し、法人全体の方向性や資源等を注力し、より明確な特徴を示すことを目的とします。

事業団という法人の知名度を上げるとともに、特徴を明確に広報することを目的とします。

障がい福祉支援といえば、盛岡市社会福祉事業団と言ってもらえることを目指します（ブランド化）。

7 5つの骨子

骨子1

利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供

サービスの質を客観的に把握するしくみを整備するとともに、設備・人材・ノウハウ等も含めた資源の有効活用を推進し、より質の高いサービスを提供することを目的とします。

骨子2

専門性の強化と地域への専門性の貢献

高齢、障がい、児童等の施設を有する法人の強みを強化し、全職員が複合的な視点を学び各事業に生かせることを目的とします。

また、法人のノウハウを地域に発信し、地域への貢献度の向上を目的とします。

骨子3

事業団としての知名度の向上

事業団の事業や特徴を整理し、事業団の知名度を向上させるとともに、常勤、非常勤に関わらず全職員が法人としての所属意識を持ち、一体感を図り、より全体最適化を図ることを目的とします。

骨子4

組織的なしくみ整備とそれを支える本部機能の再構築

現場の課題や意向を事業に反映するため、関係施設間の連携を密にし、職員の参画意識を醸成するとともに、本部機能との一体感を図ります。

骨子5

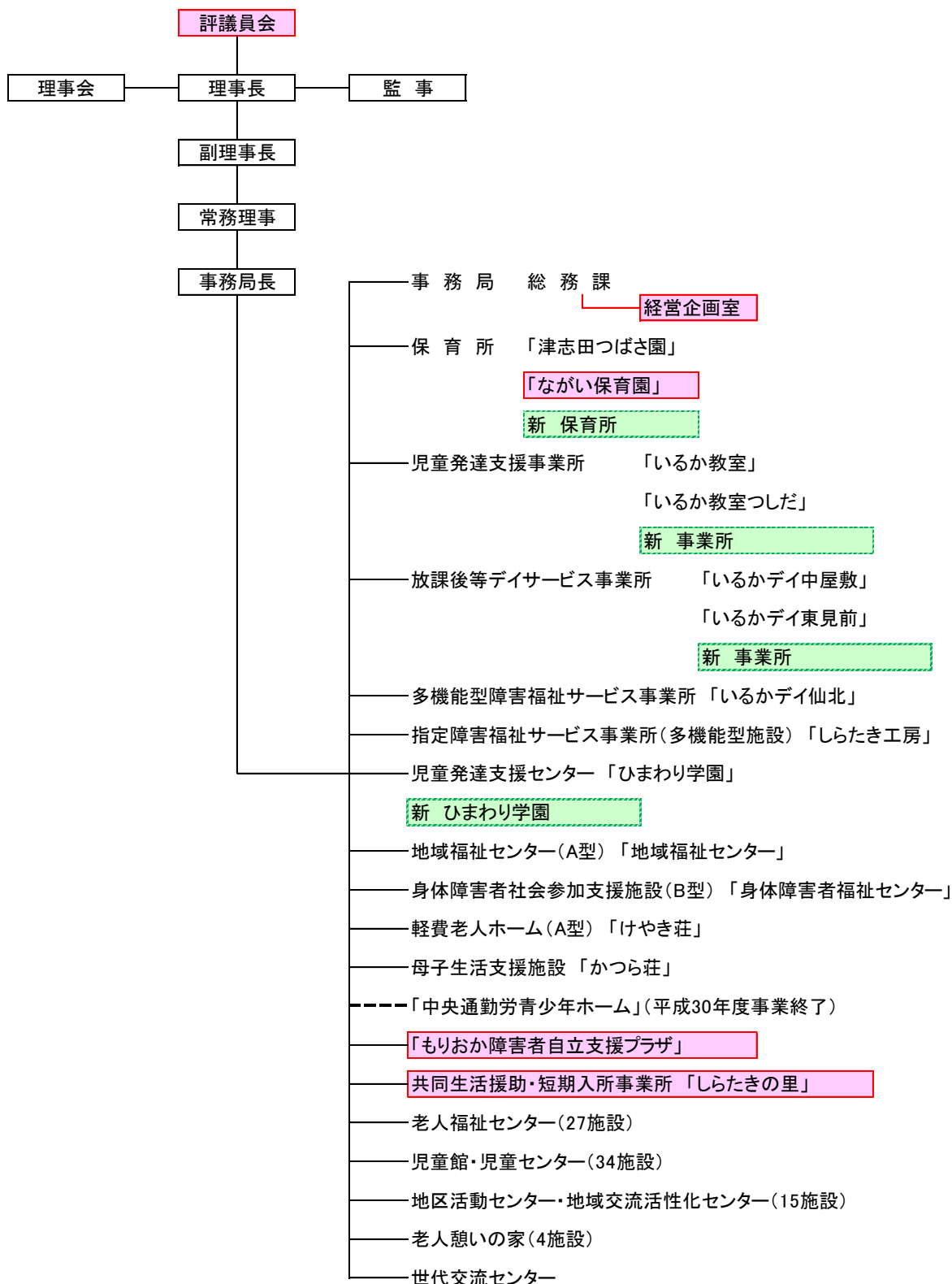
財源の確保と戦略的な資源の活用

施設修繕や退職手当等将来の様々なリスクへの備え、また、新事業展開のための財源の確保を図ることを目的とします。

経営判断の起動性を高めるため、経営会議・施設長会議を中心として計画・確認・検証等のサイクルを実践します。

また、計画的な施設整備や予算の組替えを実施し、予算管理においても相乗効果を図ることを目的とします。

第4 組織図



内は、第二次中長期経営計画による実績

内は、第二次中長期経営計画による構想

第5 自主自立に向けた各施設の取り組み

1 自主経営施設

(1) 保育所 「津志田つばさ園」「ながい保育園」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- 津志田つばさ園は第二次中長期経営計画の基本的な考えに基づき、保育理念を念頭に保育の全体的な計画を立て、安全・安心な保育体制や養護の行き届いた環境を日々整え、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら保育を積み重ね、円滑な業務の遂行が図られています。

理念「一人ひとりの子どもの心を大切に、生きる力を豊かに育てていきます。」は、事業団立保育園の理念として、平成30年度に移管となった、ながい保育園にも引き継がれています。ながい保育園は移管後の1年目を公立の保育内容を引き継ぎながら職員一丸となって日々丁寧な保育に努めています。(津志田つばさ園の保育も公立の全体的な計画が基本となっています。)

- サービス向上に向けての事業の取り組みとしては、保育環境の充実、食育の推進、地域実態に対応した事業を行っています。津志田つばさ園は、保育内容の充実とともに、待機児解消による定員増・自園での畑作り・地域交流・事業団施設との交流等継続的な取り組みが行われ、保育園の特色にもなっています。ながい保育園は、特に地域交流において永井地区老人会との関わりが密接で1年を通していろいろな活動(老人クラブとの交流会・食育等)が行われています。

イ 改善の方向性

- 中長期計画を策定し、施設運営の円滑化を図ります。
- 保育の質の維持・向上していくために、職員の処遇改善を進め、中長期的な人材の安定を図ります。
- 職員全体の研修体系を策定し、教育・研修・研究の場を確保します。
- 今後の事業展開について、待機児童の解消、子育て支援、人事交流、人材育成及び法人経営の基盤強化・安定等を考えると、引続き3園目の経営について構想を検討する必要があります。3園目については、保育ニーズを的確に捉えながら、事業団立保育所と盛岡市立保育所民営化による移管保育所それぞれのメリット、デメリットを検証するとともに、事業団の特長、自主性、創造力が最大限に発揮できる保育所を研究します。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

「一人ひとりの子どもの心を大切に、生きる力を豊かに育てます」

イ 基本方針

- 安全な環境の下で、子ども・家庭・職員が安心して過ごすことができる生活の場となることを目指します。
- 子どもの視点に立って、その子を受け入れ、寄り添いながら保育します。
- 友だちとの関わりの中で、個々のちがいを認め、思いやりや親しみの心を育てていきます。
- 五感を刺激し、感性や好奇心、探究心、思考力を養っていきます。
- 子どものもっている力をのびのび発揮し、意欲をもって生活できるようにします。
- 家庭、保育園そして地域が一体となった子育てをしていきます。
- 職員は自らの資質向上に努め、専門性を持って保育する。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 国が示している保育士のための処遇改善の取得を目指します。
副主任・専門リーダー・職務分野別リーダー等キャリアアップの仕組みづくり
事業団職員としての処遇改善
- ・ ながい保育園の将来想定される建替え等に必要の費用の計画的な積立を行います。
- ・ 事業団立保育園 3 園目の構想と検討を行います。
- ・ 2 園合同保育研究会を発足します。(テーマを設定, 2~3 年を目処に実践・考察・課題・まとめを行い保育に反映させます。~保育の質の向上)
- ・ 職階, 職種別に定期的会議の場を設け, 情報交換や課題等の話し合いを行い, より良い保育を一緒に考え共有しながら, 団立保育園としてのスキルアップを図ります。
(園長・主任〈副主任〉会議, 栄養士・看護師会議, リーダー保育士会議等)
- ・ お互いの園訪問や遊びの交流を実施します。(5 歳児中心)

イ 後期の実行計画 ~その先を見据えたロードマップ~

年次	プロセス
2019 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示している保育士のための処遇改善の取得 副主任・専門リーダー・職務分野別リーダー等キャリアアップ(職階や研修体系)の仕組みづくり ・ 2 園合同保育研究会の発足(2~3 年サイクルで実施) ・ 職階, 職種別, 定例会議の設定 ・ 園の訪問や遊びの交流の実施 ・ ながい保育園建替え費用の積立
2020 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示している保育士のための処遇改善の遂行状況確認と分析 ・ 事業団職員としての処遇改善の検討 ・ 合同保育研究会の進捗状況や今後の展開の確認 ・ 職階, 職種別, 定例会議の検証, 定着 ・ 園の訪問や遊びの交流の振り返りと次年度の計画
2021 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業団職員としての処遇改善 ・ 合同保育研究会の遂行状況や今後の展開の確認 ・ 園の訪問や遊びの交流の振り返りと次年度の計画 ・ 事業団立保育園 3 園目の構想・検討
2022 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同保育研究会のまとめ ・ 園の訪問や遊びの交流の振り返りと次年度の計画
2023 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同保育研究会の報告, 新たな研究テーマの設定 ・ 園の訪問や遊びの交流の振り返りと次年度の計画
2024 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同研修会(研究会)や会議, 保育内容の共有など 3 園で検討

(2) 児童発達支援事業所 「いるか教室」「いるか教室つしだ」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 指導内容については, 利用者からの満足度が高く, 利用希望者は引き続き見込まれます。
- ・ 契約者は多数いますが, 定期通院や園の行事, 保護者の仕事の都合で毎週通えなかったり, 児童の急な体調不良などで欠席となることが多く, 稼働率が上がりませんでした。

イ 改善の方向性

- ・ 後進育成、持続可能性の確保のため、適切な人的資源配分によって体制を整え、具体的取り組みを行います。
- ・ 地域にあるニーズに応じていくために具体策を講じます。また、そのことから稼働率を高めて財務状況を改善します。
- ・ 効率化や平準化などから、業務の最適化を図り、育成や稼働率向上のために注力できる環境を整えます。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

- 一. 一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育てていきます。
- 一. 子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- 一. 地域の子育て支援に努めます。

イ 基本方針

- ・ 楽しい「あそび」の中で、お子さんの健やかな発達を促し、豊かな情緒を育みます。
- ・ 保護者の思いに寄り添い、子育てを支えていきます。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 後進育成、人材育成の為、学習会やケース検討会を継続的に実施します。
- ・ 職員構成、処遇改善を検討します。
- ・ 業務の最適化を図るため、効率化・平準化に取り組みます。
- ・ 3箇所目となる事業所の開設について、利用状況や今後の見込み、ニーズを把握しながら、立地条件、人員体制、単独・複合などあらゆる面において検討を行います。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後進育成と指導充実のため、ケース検討会 ・ 業務適正化のため、パソコン等の導入（前九年教室） ・ 前九年教室の移転の研究・検討 ・ 相談支援事業に係る計画件数の移行検討
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後進育成と指導充実のため、活動内容の検討会 ・ 業務適正化のため、パソコン等の導入（つしだ教室） ・ 前九年教室の移転の研究・検討 ・ 相談支援事業に係る計画件数の移行検討
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後進育成と指導充実のため、保護者支援について研修 ・ 業務適正化のため、パソコン等の導入（前九年教室） ・ 相談支援事業所の方向性の検討 ・ 保育所等訪問支援担当者を置く
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後進育成と指導充実ため、他機関連携について研修 ・ 業務適正化のため、パソコン等の導入（つしだ教室） ・ 保育所等訪問支援の充実
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後進育成と指導充実のため、ケース検討会
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所目の事業所の情報収集・検討 ・ 保育所等訪問支援事業等の充実 ・ 専門職（言語聴覚士、作業療法士等）の配置の検討

(3) 放課後等デイサービス事業所 「いるかデイ中屋敷」「いるかデイ東見前」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 放課後等デイサービス事業は、平成 24 年 4 月に児童福祉法に位置付けられた新たな支援であり、平成 26 年 4 月にいるかデイ中屋敷を開所し、同年 10 月にはいるかデイ三本柳を開所しています。平成 28 年 12 月には、いるかデイ三本柳を移転し療育環境の向上を図るとともに、名称をいるかデイ東見前に変更しています。また、平成 29 年 4 月には、いるかデイ中屋敷において、障がい児相談支援事業を開始しサービスの充実に努めています。
- ・ 放課後等デイサービス事業は、新しい支援であり、将来像を模索しながら、事業団の「信頼感」、事業団職員による「専門的な療育」を背景に、ニーズに応えようと奔走してきた結果、高い稼働率を達成しています。
- ・ 理念など、将来的に目指す姿を考え共通認識を図っていますが、ニーズに応えることを優先的に取り組んできたため、業務の効率化や改善、療育支援の向上、療育の質を継続するための人材育成等について、取り組みが十分とは言えない状況です。

イ 改善の方向性

- ・ 「理念」や「中長期計画」など、将来的に目指すものを明確にして事業所内の共通認識を図り、それに沿った事業運営を行います。
- ・ 「コンプライアンス」の徹底と「安全管理」を強化し、安全・安心な運営を行います。
- ・ 「専門的な療育」を核として特長を伸ばしながら、「療育の質」を高め利用者の満足度を向上させます。
- ・ ヒト・モノ・カネなどの内部経営資源の配分を見直すことで、サービスの質を保ち、事業の持続可能性を高めます。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

私たちは、子ども一人ひとりの幸せを願い、健やかな成長と自立が図られる療育支援を行うとともに、保護者への支援と絶え間ない創意工夫に努めながら、すべての子どもが愛され共に生きる社会を目指します。

イ スローガン

『子どもと共に笑い』『子どもと共に学び育ち』『子どもと共に生きる』

ウ ビジョン

- 1 子ども一人ひとりの状況に応じた療育支援を行い、最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- 2 子どもと保護者に寄り添う意識を持ち続け、子どもの成長を保護者と共に見守り喜びます。
- 3 知識・技術の研鑽に努め、常に自らを改革しながら目標の実現を目指します。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 「理念」や「中長期計画」など、将来的に目指すものを明確にして事業所内の共通認識を図り、それに沿った事業運営を行います。
- ・ 「コンプライアンス」の徹底と「安全管理」を強化し、安全・安心な運営を行います。
- ・ 「専門的な療育」を核として特長を伸ばしながら、「療育の質」を高め利用者の満足度を向上させます。
- ・ ヒト・モノ・カネなどの内部経営資源の配分を見直すことで、サービスの質を保ち、事業の持続可能性を高めます。

- ・ いるか教室、ひまわり学園等での研修による人材育成を進めるとともに、法人内の他施設職員との交流を図ります。
- ・ 中屋敷、東見前間の業務の共有と標準化を進め業務改善に取り組みます。
- ・ OJT の推進など職場研修体制を整備するとともに、職場研修計画、個人研修計画を策定し、可視化と効果測定を図ります。
- ・ 3箇所目となる事業所の開設について、利用状況や今後の見込み、ニーズを把握しながら、立地条件、単独・複合などあらゆる面において検討を行います。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念、中長期計画、将来的像の明確化、共通認識の徹底と利用者周知 ・ 中屋敷、東見前の業務の共有と標準化 ・ 安全管理の強化と虐待防止の取り組み ・ いるか教室、ひまわり学園等での研修による人材育成と法人内交流 ・ 東見前におけるペアレントトレーニング等支援の継続と充実
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念等共有と周知、業務共有と標準化、安全管理強化と虐待防止徹底 ・ OJT 推進体制の検討・整備 ・ 職場研修計画、個人研修計画の策定 ・ ペアレントトレーニング等、複数の職員が実施できる体制の検討
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬改定に伴う対応検討 ・ OJT 推進体制など職場研修の効果測定、改善及びフォロー ・ ペアレントトレーニング等、中屋敷での実施体制を検討 ・ 3箇所目の事業所開設の研究・検討
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス事業の方向性・報酬改定等の分析、3箇所目の可能性・具体性の検討及び計画作成 ・ 中屋敷におけるペアレントトレーニング研修の検討
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3箇所目の事業所開設の研究・検討
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業所連携や小、中、高の年齢に応じた利用など方向性の検討 ・ 利用者、職員、経営、社会の満足の実現

(4) 多機能型障害福祉サービス事業所 「いるかデイ仙北」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 岩手県立盛岡となん支援学校高等部を卒業する重症心身障がい児の受入施設の不足、岩手県立療育センターの矢巾町移転計画に伴う重症心身障がい児・者を抱えている保護者会などからの心配の声に対し、社会福祉法人の使命である地域における公益的な取り組みとして、市場に任せては成立し難い重症心身障がい児・者の多機能型障害福祉サービス事業「いるかデイ仙北」を平成26年12月事業開始しました。
- ・ 生活介護や放課後等デイサービスについて、重症心身障がい児・者の受け入れを行い、本人と家族がより豊かな生活を送れるよう取り組んできました。利用者数については、毎年着実に増えていますが、まだ定員には達していません。
- ・ 家族、学校、市町村、関係機関、他事業所、団体との連携・情報共有を積極的に行い協力関係に努めました。
- ・ 療育センターと嘱託医契約を締結し、重症心身障がい児・者に関する専門的立場からの日常生活上の健康管理及び療育上の指導・助言、健康診断等を行いました。
- ・ 併設の児童センターとの交流や、地域ボランティアの積極的な受け入れを行いました。

- ・ 開設以来、赤字経営が続いています。利用者の受け入れを進め収益額の増加を図ってきましたが、一方でそれを上回る職員の人件費の増加も伴ったため赤字を縮小することができず、毎年1千万円を超える赤字額を計上しています。
- ・ 専門的な知識と技術が求められる重症心身障害児・者への支援において、療育支援に係る専門的知識や技術等の資質向上のため、研修会の開催、各種研修への参加、他施設の視察研修を行いました。しかしながら看護師の確保・定着が安定しなかったため、人材育成、業務の標準化、サービスの質の向上への取り組みが十分に進められていません。
- ・ 土日祝営業に対する要望が多いが、職員体制が不十分であり対応できていません。
- ・ 平成30年度事業計画より、「利用者数・稼働率の増加による単年度赤字額の縮小」と「人材育成・業務の標準化」を事業目標に掲げ取り組んでいるところです。

イ 改善の方向性

- ・ 地域にあるニーズに応じていくために、受け入れ体制の整備等に取り組み、また、必要に応じてヒト・モノ・カネの内部資源配分の見直しにも取り組みながら、利用者数・稼働率を増加させていき、単年度赤字額の縮小を図ります。
- ・ 事業の持続可能性を保持するために、適切な業務体制の確保や人材育成の取り組みに向け具体策を講じます。
- ・ 平成29年度の経営分析において、利用者：職員（常勤換算）＝1：1.5であり、今後1：1に近づけていくことで、大幅な赤字の縮小となります。
- ・ 利用者のニーズに応え、赤字額を縮小していくために、土日祝営業の体制を検討します。
- ・ 生活介護の利用登録者数については、平成31年度に定員に達する見込みです。利用者数の増加にあたって、今後定員を増やすことについても検討が必要です。
- ・ 開設当初から指定を受けている保育所等訪問支援事業、平成27年11月1日に指定を受けた障害児相談支援事業については、現在稼働していない状態であるため、事業の継続について検討が必要です。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

いるかデイ仙北は、重症心身障がい児・者が心身ともに健やかに育ち、その有する能力を十分に発揮して自立した日常生活を明るく、楽しく、元気よく、生活するよう支援します。

イ 重点方針

- ・ いるかデイ仙北は、利用者の人格を尊重し、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ いるかデイ仙北は、岩手県、関係市町、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と、密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 「理念」や「中長期計画」など、目指す姿を明確にし、職員と共通認識を持ち、利用者へ周知して、事業運営を行います。
- ・ 地域にあるニーズに応じていくために、受け入れ体制の整備等の取り組み、ヒト・モノ・カネの見直しなどにより、単年度赤字の減少に努めます。
- ・ 適切な業務分担による平準化と業務手順を定めた標準化を図り、適切かつ効率的な業務体制の確保に取り組みます。
- ・ 重症心身障がい児・者に対し「専門的な療育」を推進し、「療育の質」を高め、職場内研修や

個人研修計画を定めて、利用者満足度の向上に取り組みます。

- ・ 経営状況を検証し、いるかデイ仙北の方向性を検討します。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念、中長期計画、将来像の明確化、共通認識の徹底と利用者周知 ・ 放課後等デイサービス事業の積極的な受け入れ ・ 利用者数・稼働率の増加及び単年度赤字額の縮小 ・ 適切な業務分担による平準化と業務手順を定めた標準化
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制、送迎体制、定員・営業日増など受け入れ体制の整備 ・ 生活介護事業の定員増の検討 ・ 経営状況の検証及びいるかデイ仙北の方向性の検討
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化・適正化のため「生活介護システム・障害児施設システム」等の導入を検討 ※障害関連施設の一括導入の検討 ・ 障害者総合支援法・児童福祉法の定期報酬改定に伴う対応を検討
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障がい児・者に対する「専門的な療育」の推進と「療育の質」の向上 ・ 職場研修計画、個人研修計画の策定
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分担、マニュアルの定期的な見直しと適切かつ効率的な業務体制確保
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質の向上及び利用者満足度の向上と安定性・持続性のある経営の推進

(5) 指定特定・障害児相談支援事業所「もりおか障害者自立支援プラザ」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

障がい児・者の基本相談及びサービス利用に伴う計画（障害児）相談支援を実施するため、平成26年10月以降、事務局、しらたき工房、ひまわり学園、地域福祉センター、身体障害者福祉センター、いるか教室、いるかデイ中屋敷に相談支援事業所を開設し相談支援専門員を配置して来ました。

また、平成28年度には、盛岡市他広域8市町の相談支援事業を受託するもりおか障害者自立支援プラザを開設し、事業団内において基本相談と計画相談の両面での対応を行なっています。

イ 改善の方向性

盛岡市における障がい児・者へのサービス等利用計画の作成の対応が未だ不十分な状況にあり、特に児童の相談対応の強化が求められていることから、盛岡市と連携を図りながら体制強化を検討します。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

障がいのある方々やご家族などの種々のご相談に応じ、ニーズに応じた必要かつ適切な情報の提供や助言を行います。
福祉制度やサービス等を利用しながら、ご本人が地域で自立した生活が送られるよう支援していきます。

イ 重点方針

① 障がい児者等が地域で自立した生活を営むことができるよう、心身の状況、環境等に応じて自己選択・自己決定に基づき適切な福祉、医療、教育、就労等の支援を総合的かつ効率的に提供するよう努める。

- ② 市町村、障害福祉サービス事業者、計画・障害児相談支援事業所のほか、介護、医療、保育、教育、その他関係機関等との連携を図り、必要な社会資源の開拓、開発と障がい児者に関する啓発に努める。
- ③ 相談援助技術の質の向上と継続的な事業運営基盤の確立に努める。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 相談支援に係る専門性の向上に取り組みます。(相談支援従事者初任・現任・主任研修及び発達、重症心身・医ケア等支援者養成研修等の受講と事業の継続、専門性の向上)
- ・ サービス等利用計画作成、ケアマネジメントに係る技術の向上に取り組みます。(カンファレンス定期実施等)
- ・ 委託相談支援事業(盛岡市及び盛岡広域圏各市町)について関係市町と連携を強化します。
 - ① 基幹相談支援センターとの役割の明確化と連携を強化します。
 - ② 盛岡市内の子ども子育て相談機関、相談支援事業所との連携を図ります。
- ・ 団内相談支援事業所、サービス提供事業所との合同研修会を企画し実施します。
(現状: 団内相談支援専門員連絡会議主催として年間3回実施)
- ・ 団内の相談支援体制整備と当事業所体制の強化を検討します。(相談支援専門員連絡委員会で検討、提案)
- ・ 業務分担の見直し、情報の共有化を図ります。(運営会議での情報共有、定期ミーティングの実施)

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団内相談支援事業の体制整備に係る検討 ※相談支援連絡会議での検討 ※計画相談事業所「特定事業所」(加算対象)の体制整備の検討 ・ 制度報酬改定への対応(加算、モニタリング期間等) ・ 重症心身・医ケア児支援者養成研修、行動障害支援従事者研修等の専門研修受講による人材育成
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主任相談支援専門員」研修等受講・配置、団内合同研修企画実施 ・ 団内相談支援事業の体制整備と並行し事業所体制を強化。合同研修企画
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団内合同研修企画実施、事業所体制の強化
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団内合同研修企画実施、現任等研修対象者受講、事業所体制の強化
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団内合同研修企画実施、現任等研修対象者受講、事業所体制の強化
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者の基本相談から計画相談事業までの総合相談体制整備

(6) 共同生活援助事業所・短期入所事業所 「しらたきの里」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 満床になり利用者も生活が定着しており、工房との連携も安定しています。
- ・ 世話人や職員のスキルや知識も高まりつつあり安全面や生活の質を確保しつつあります。
- ・ 利用率はグループホームとショートステイともに高まりつつありますが、グループホームに関しては利用率が充足しても十分な収益に届かないため、加算や人員体制の見直しが急務となっています。
- ・ 利用率の上昇や支援区分が重くなることに伴い、現在の職員配置では、世話人等の勤務割りが厳しく職員個々の負担が大きい状況です。今後、職員配置の改善が必要です。

- ・ 個々のニーズや健康状態の幅が大きく、職員・世話人の対応力がさらに必要になっています。

イ 改善の方向性

- ・ 個々の資質をさらに充実させチームケアを高めるため、研修や検討会議を開催します。
- ・ 加算等の要件を満たしつつ安定したサービスの質を提供できる人員体制を構築します。
- ・ 収益改善とニーズに応じた対応可能な加算の研究と人員の確保を検討します。
- ・ 地域社会への生活の浸透を目指した生活の支援体制をさらに検討します。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

利用者の意志及び人格を尊重するとともに意向や環境に寄り添った障がい福祉サービスを実践する。

イ スローガン

笑顔あふれる みんなの あたたかな家

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 職員や世話人による安定した支援体制を構築します。
- ・ 工房や外部団体との連携体制を深め柔軟な支援体制を構築します。
- ・ 利用者や家族のニーズ、心身の状況の変化を踏まえて適切な支援体制を構築します。
- ・ 経営の健全化を狙った意欲的な加算体制の見直し・検討を行います。
- ・ 人件費のバランスの適正化を図りつつ、体制の充実にも考慮した人事の計画を図ります。
- ・ 安定したサービスを提供しつつ、その状況に応じた人員体制や雇用体制を検討します。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の健全化を踏まえた人員体制と加算体制の検討と見直し ・ マニュアルとチームケアの検討と見直し ・ 利用者のニーズを的確に捉え利用率の安定化を目指します。
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい人員体制と加算体制の適正化を検討 ・ 満足度の検討と事業への適応化
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者や家族のニーズや高齢化に伴う日中と夜間の支援体制を的確に捉え検討 ・ 収益の健全化を踏まえた人員体制と加算体制の検討と見直し ・ 新しい人員体制と加算体制の適正化を検討
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した雇用体制の検討と見直し ・ 地域社会への浸透と満足度の検討 ・ 生活面の満足度を向上させるため支援体制の検討と計画
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の実状と人員体制を踏まえたマニュアルの再整備 ・ 利用者の心身状況による加算体制と人員体制の検討と収益のバランスを踏まえた事業計画の見直し評価 ・ 長期的に安定したサービスの提供を踏まえた人員体制の再検討
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会との一体化を踏まえた社会参加 ・ 日中生活や家庭との三者の緊密なバランスを踏まえたグループホームの生活の構築

2 指定管理者制度による施設

(1) 軽費老人ホーム (A 型) 「盛岡市立けやき荘」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 定員 50 名に対して、入所者数が 40 名を下回る状況が続いています。問い合わせや見学等がありますが、盛岡市が定める入所要件を満たしていない事があります。また、バリアフリーではない建物に難色を示されることもあります。
- ・ 整備に関し、老朽化により毎年の修繕費が高む現状です。少しでも、快適に生活していただけるように、職員で対応可能な小破箇所は部品を購入対応し、利用者の方々から大変喜ばれました。ただし、小破修理であっても職員で対応できない場合もあります。
- ・ 玄関や食堂・談話室等、季節感が感じられるような飾りつけに趣向を凝らしております。
- ・ クラブ活動やレク活動は介護予防を兼ねた活動として、定期的に楽しんでいただけるよう実施しています。外出活動に参加した方から、とても良かったとの意見が多く聞かれています。ただし、各種クラブ活動への参加者が活動により同じメンバーになりがちです。
- ・ 施設内に行事の写真等を掲示し、家族等に利用者の様子や活動内容を知らせています。
- ・ 利用者の介護度により、デイサービスやヘルパー利用等のサービスを受けている方もおり、他機関との連携を図っております。グループホーム開設に向けた施設内での検討は実施までに行きませんでした。

イ 改善の方向性

- ・ 入所者増のために、施設の積極的な宣伝・広報活動に取り組みます。
- ・ 環境及び建物等における整備や小破修理は、できることは職員で対応します。
- ・ 魅力あるクラブ活動、レク活動となるように利用者の要望等の把握に努めます。また、心身の状況の変化に配慮した工夫に努めます。

○ 理念等 ～目指す姿～

理念

健康で、明るく、心豊かに、生活できるように支援します。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 入所者を増やすための広報・訪問活動に努めます。
- ・ 入所要件の拡大について協議・検討に努めます。
- ・ 利用者が安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・ 魅力あるクラブ活動、レク活動の実施に努めます。
- ・ 職員のスキルアップ・専門性を深めるための研修に努めます。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市担当課と入所要件について協議（生活保護の入所について） ・ 民間譲渡に関する情報収集・検討 ・ けやき荘を PR するための訪問活動（地域包括支援センター等） ・ 庭園、池とその周辺等の環境整備、建物の小破修繕 ・ 職員研修会（園内での研修会及び外部研修） ・ 給食新メニューの検討と実施

2020年度	<ul style="list-style-type: none"> 居室の壁や襖の修繕 利用者の意見・要望等の把握と課題の検証 日中活動・各種活動の見直しと充実 利用者理解・支援を深める職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 民間譲渡に関する情報収集・検討
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見・要望等の把握と課題の検証 日中活動・各種活動の検討 住みよい環境整備 職員研修（利用者理解・支援等について） 	↓
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への今後の説明 利用者の意見・要望等の把握と課題の検証 日中活動等の検討 	
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡市...けやき荘民間譲渡予定 利用者の意見・要望等の把握と課題の検証 利用者が安心して生活できる環境づくり 	
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見・要望の把握と課題への取り組み 安心して生活できる環境づくり 	

(2) 指定障害福祉サービス事業所（多機能型施設） 「盛岡市立しらたき工房」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- 自立に向けた地域生活支援の充実については、利用者・家族の念願であったグループホームを平成 29 年 9 月に開所しています。利用者数を順調に定員まで増やすことができ、利用者・家族へ安定した生活の場の提供ができました。今後、家族の高齢化に伴い、さらなるニーズが増えると思われます。しかしながら、休日に自宅へ帰るという現在の利用状況から稼働率 100% とすることは難しい状況であり、稼働率 100% と試算した場合でも収支均衡を図ることは難しい状況です。また、職員体制の見直しが必要となっていますが、職員の十分な確保ができず職員体制が安定しない状況です。
- 多機能型のメリットを生かした支援については、全体的に高齢化、重度化が少しずつ進行しており、特に就労継続支援B型事業では長年行ってきた作業の能率・意欲・身体機能が低下し、効率も落ちてきている方が増えています。生活支援・就労支援を厚くすることを並行して行っていくことは現状の体制では厳しい状況となっています。作業が難しくなってきた方への地域活動支援センターⅡ型事業との併用、生活介護事業への移行も少しずつ増えているところです。生活介護事業においては、高齢の方・若年層の重度の利用者が多く介護技術や障害に対する職員の専門性が求められています。土曜活動は平成 26 年度より開始されており希望者多数のため、希望に沿えない場合も多くなっています。送迎の体制が整わないところもあり、現時点での定員増は難しい状況です。
- 工賃向上の増進については、アンテナショップの開設・食品製造は、運営経費と費用対効果を考えると運営はかなり厳しいのではないかと考えます。平成 28 年度にはブルーベリーのジャム加工を外部業者へ依頼し、販売へとこぎつけていますが、収穫量に変動があること、加工金額が販売価格を圧迫しており、安定した収入を得るまでには至っておらず、大きな収入源とはなっていません。今後は、計画的な植樹と収穫の人手確保、収穫後のジャム以外の加工の検討、販売ルートの確保も必要となっています。また、工賃向上に向け作業内容の更なる見直しや職員の技術面の向上を行っていく必要があります。
- 相談支援事業の充実については、相談支援の利用は年々増加し、個々のニーズに沿ったサービスの利用ができるようになってきていますが、職員の対応可能な件数は限度があり、件数を

増やすことは厳しくなっています。

イ 改善の方向性

- ・ 就労継続支援事業B型事業では、高齢化等に伴い、就労が難しくなってきた方に対して、地域活動支援センターⅡ型の併用を進めていくなど、多機能型としての特性を十分活用します。また、盛岡市内の生活介護サービスが不足していることから生活介護においてはニーズが高まっており、各事業の定員・職員体制の見直しも検討が必要です。

また、土曜日における日中一時事業・地域活動支援センターⅡ型の利用希望者も多く、その中でも支援度の高い方の利用も増えており、体制に工夫が必要となってきています。保護者の高齢化に伴って送迎希望も多くその対策も検討課題です。

- ・ 職員体制について、職員配置基準は遵守していますが、外部作業・土曜日活動の振替・納品作業・しらかの里との兼務等で利用者支援の手が不足している状況があるため見直しを行う必要があります。
- ・ 就労継続支援B型事業における作業について、利用者の支援状況から現状のままでは工賃の向上へ結びつけていくことは大変難しい状況です。今後の作業の取り組みについては、製品の見直し・販売活動の拡充のほか本部経営企画室と綿密な連携を取りながら検討していくことが必要です。また、製品づくりについては、専門的な立場からアドバイスを得て製品の完成度・職員の技術力を高め、今の時代に合った製品開発を行っていく必要があります。
- ・ 相談支援事業に関しては、今後も件数としては増えていくことが見込まれますが、現在の1人体制では対応に限界があり、さらなる相談支援事業強化のためには、事業団内の相談支援の在り方について検討していく必要があります。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

利用者の意思及び人格を尊重するとともに意向や環境に寄り添った障がい福祉サービスを実践する。

イ スローガン

「汗・笑顔・道をサポート」

- ・ 汗～生き生きと活動ができる場の提供をします。
- ・ 笑顔～安心、安全なサービスを提供します。
- ・ 道をサポート～将来を見据えた支援を提供します。

盛岡市社会福祉事業団中長期計画策定以来スローガンとして掲げている「汗・笑顔・道をサポート」の基に利用者が自分らしい生活を送れるよう、より適切な日中活動の場の提供と、質の高い支援で地域福祉に貢献していくことを目指します。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 自主自立への取り組みへ向けて

プロジェクトチームによる工賃の向上等について検討します。

平成30年度の報酬改定において、就労継続B型事業は工賃額により報酬単価が算定されることとなっているため、工賃の向上＝報酬単価の向上へと結びついてきています。収入増のためには、工賃の向上は必須の課題となっています。

利用者の工賃の向上を強く求められている現状において、福祉的就労の意味合いが強い当工房の利用者の支援事業としては、工賃の向上は非常に厳しい課題となっています。今後については、プロジェクトチームの検討を踏まえて取り組みを行います。現状の作業については、だれでもすぐ作業に取り組めるようマニュアルの整備と職員の技能向上に努めます。

また、新規作業の取り組み、製品売上向上のみならず、利用者の適性や利用定員についても見直しを検討し、経営面での自立を目指します。

- ・ 多機能型のメリットを生かした支援

就労継続支援B型事業、生活介護事業、地域活動支援センター事業Ⅱ型、日中一時事業の併用利用により柔軟なサービスの提供と余暇活動の充実を継続して取り組んで各事業の連携を強化します。

- ・ 障害サービスの向上・職員の育成のため職員の研修の充実に努め専門性を高めます。
- ・ 計画相談支援事業の充実

障がい児・者の自立した生活を支えるべく個々のニーズや適切なサービスの利用に向け、法人として一体化した相談支援事業所と連携を図り包括的な利用者への相談支援を行ってまいります。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトチームの発足による工賃向上等の見直し作業 ・ 職員の育成（次年度以降も継続）
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設移譲に向けた修繕案作り ・ プロジェクトに沿った作業への取り組み ・ 職員の育成（継続）
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市に対して施設移譲に向けた修繕案の提案 ・ プロジェクトに沿った作業への取り組み ・ 各種事業定員の見直し検討 ・ 職員の育成（継続）
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立運営に向けての各事業の見直し（各種事業定員の見直し等） ・ 施設移譲に向けての必要な準備 ・ 就労・生活介護の利用定員の見直し（班構成含み） ・ 職員の育成（継続）
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市からの施設移譲、自立運営 ・ 職員の育成（継続）
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の安定的運営 ・ 工賃の向上に向けた継続的な取り組み ・ 職員の育成（継続）

(3) 児童発達支援センター 「盛岡市立ひまわり学園」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 障がい児の受け入れ、療育、相談支援、他機関との連携に関する取り組みが充実してきています。
- ・ 保育園等で対応に困っている「気になる子」といわれる発達に支援が必要な児童の増加に対し、保育園等からの相談に対し十分に応じきれていないこと、また、保育所等訪問支援事業の周知を十分に行う必要があります。

イ 改善の方向性

- ・ 人材育成、持続可能性の確保のため、適切な人的資源の配分によって体制を整え、具体的取り組みを行います。
- ・ 地域にあるニーズに応じていくために具体策を講じます。
- ・ 効率化や平準化などから、業務の最適化を図り、育成や稼働率向上のために注力できる環境

を整えます。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

- 一. 一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育んでいきます。
- 一. 子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- 一. 地域の子育て支援に努めます。

イ ビジョン, 基本方針

<p>ビジョン</p> <p>笑顔輝く毎日、共に歩み続ける療育支援</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状態に配慮し、成長を支援します。 ・子どもの自尊心、主体性を育て、支援目標を達成させます。 ・保護者の意向を受けとめ、充実した毎日を過ごせるよう支援します。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 児童発達支援センターとして多様なニーズに対応します。
- ・ 業務効率を高め、業務を最適化します。
- ・ 新ひまわり学園構想への取り組みを引き続き進めます。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の育成に向けた OJT の明確な方針や方法の作成 ・ 並行通園対象児受け入れ。対象児童の保育園、幼稚園の訪問支援 ・ 既存の業務内容の見直し。OA 機器の導入の検討 ・ 新ひまわり構想の情報の収集、関係機関との懇談・協議
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を活用した職員の育成 ・ 並行通園対象児受け入れ及び保育所、幼稚園の訪問支援の充実 ・ 業務効率化及び適正化のため OA 機器の導入 ・ 新ひまわり構想の情報の収集、関係機関との懇談・協議 ・ 民間移譲に向けての手続き
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 並行通園受け入れ体制の整備。(クラスを設けての実施も検討) ・ 保育所、幼稚園の職員への学園の療育公開の機会を設ける ・ 業務効率化及び適正化のため OA 機器の導入 ・ 新ひまわり構想の情報の収集、関係機関との懇談・協議
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園への巡回指導及び保育所等訪問支援事業の充実 ・ 新ひまわり構想の情報の収集、関係機関との懇談・協議
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園への巡回指導及び保育所等訪問支援事業の充実 ・ 新ひまわり構想の情報の収集、関係機関との懇談・協議
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園への巡回指導及び保育所等訪問支援事業の充実 ・ 専門職(言語聴覚士、作業療法士等)の配置の検討 ・ 新ひまわり学園構想の確定・施設整備・事業開始

(4) 身体障害者社会参加支援施設 (B型) 「盛岡市立身体障害者福祉センター」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 法人内施設との連携は地域福祉センターと並行利用している利用者がいることから連携に努めています。
- ・ 新規事業の開拓において、指定相談事業所の指定を受けて、障がい者（児）の支援に努めています。

イ 改善の方向性

- ・ 概ね計画どおりに事業を進めていますが、「サービス向上に向けての事業の取り組み」において「法人内施設と並行利用の体制整備」や「相談会・主催講座の充実」、「施設のPR活動」等を継続・計画的に進めます。
- ・ 新たな取り組みとして計画した、「訪問リハビリ」や「視覚・聴覚障がい者への対応」等について今後とも検討します。
- ・ 今後とも「法人内施設と並行利用の体制整備」や「相談会・主催講座の充実」、「施設のPR活動」等を継続・計画的に進めるとともに、「訪問リハビリ」や「視覚・聴覚障がい者への対応」について検討します。
- ・ 盛岡市の「公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び実施計画」の動向が不明確ですが、地域福祉センターに機能移転した場合の利用者の利便性の確保や施設整備、人員配置を今後とも市と協議・検討します。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

身体障がい者の自主自立を促進する。

イ 基本方針

- ・ 身体障がい者の自立心の養成、家庭・社会での生活適応能力向上等を図る。
- ・ 身体障がい者が日常生活及び社会生活を営む事が出来るよう総合的に支援する。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 利用者に喜ばれる事業を展開します。
- ・ 社会参加事業等は利用者の要望・希望に沿って行います。
- ・ 人材確保・養成に努めます。
- ・ 市の「公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び実施計画」の動向を見ながら、利用者の利便性の確保や施設整備、人員配置を今後とも市と協議・検討します。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握・ 人材確保・養成し、より良い事業の展開
2020年度	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び実施計画協議・検討・ 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握・ 人材確保・養成し、より良い事業の展開

2021年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び実施計画利用者説明・移転 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握 人材確保・養成し、より良い事業の展開
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 新施設における事業の再構築 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握 人材確保・養成し、より良い事業の展開
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握 人材確保・養成し、より良い事業の展開
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 利用者懇談会により利用者の希望・要望を把握 人材確保・養成し、より良い事業の展開

(5) 地域福祉センター（A型） 「盛岡市立地域福祉センター」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- 生活介護部門では、重度の方の受入れを積極的に行い、全体的には、概ね計画に沿った施設運営を行っていますが、通所介護部門の利用者数、利用料収入の実績は、減少傾向にあります。
- 今後は、利用者の体調不良が重篤化に至らないように、利用者の体調管理に一層気を配りながら、複数回利用を促すとともに、関係機関との連絡を密に取り、利用者増を図ります。
- 共生型施設の特徴を生かし、生活介護部門・通所介護部門・センター部門の交流を日常的に行っていますが、一方で感染症の罹患者が発生すると、蔓延する危険性があります。

イ 改善の方向性

- 公共施設保有最適化・長寿命化計画について盛岡市と協議を進めながら、身体障害者福祉センターの利用者を受け入れる方向で調整し、施設の運営形態と職員体制を検討します。
- 感染症等の予防のため、利用者はもとより職員を含めて、より一層体調の維持管理と衛生管理の徹底を図ります。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスを提供し、地域住民の福祉の増進を図るように努めます。

イ ビジョン、重点方針

【ビジョン】

「支えます。あなたのライフデザイン、キャリアデザイン。あたたかくふれあいのある地域共生型福祉施設を目指します。」

【重点方針】

- 一人一人の個性を大切に、地域においても自由で健康的なふだんの暮らしを支援します。
- 災害や非常時に備え、地域住民とともに、安心・安全な生活環境づくりに努めます。
- 自己研鑽を重ね、専門性と柔軟性を兼ね備えた人材の育成に努めます。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- 公共施設保有最適化・長寿命化計画の動向を見ながら、利用者に満足いただける施設である

ことを大前提に、盛岡市と引き続き協議を進めます。

- ・ 人材の確保・養成に努めます。
- ・ 内部に研修・人権擁護委員会を組織し、安心・安全なサービス提供に努めます。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設保有最適化・長寿命化計画について利用者に説明し、利用者の意見・要望の把握と課題の明確化 ・ 課題の改善と事業展開 ・ 公共施設保有最適化・長寿命化計画による施設の運営形態や人員体制等の研究・検討
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意見・要望を把握し、課題を明確化 ・ 課題の改善と事業展開 ・ 盛岡市と連携し、公共施設保有最適化・長寿命化計画と大規模改修工事について町内会及び近隣住民へ周知 ・ 大規模改修工事実施
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づく施設移譲後の事業再構築の検討 ・ 人材の確保と育成による事業展開 ・ 施設移譲後の利用者意見・要望の把握と課題の明確化 ・ 課題の改善と事業展開
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設移譲と事業再構築に係る検証と課題の明確化 ・ 課題の改善と事業展開
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意見・要望の把握と課題の明確化 ・ 課題の改善と事業展開
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意見・要望の把握と課題の明確化 ・ 課題の改善と事業展開

(6) 母子生活支援施設 「盛岡市立かつら荘」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 母子の安全で安心な生活を保障する支援の継続
平成 26 年に理念・支援方針を明文化し、入所者及び職員に周知して取り組みを進めてきました。また、不審者や家族追跡への対応、養育不安、生活資金、離婚問題、家庭内暴力など、入所者が抱える課題への取り組み支援を継続して行ってきました。
- ・ 生活の基盤作りから暮らし支援、母子との信頼関係
生活状況に応じて、食事作り・家計の管理や貯蓄・病院同行支援、放課後や長期休業の学習支援、補完保育、各種行事による体験活動や趣味活動、娯楽活動など、経験を積み重ね自立につながる支援に努めてきました。母子の生活に楽しみやゆとりが生まれ、職員とも思いの共有ができ、更なる信頼構築につながっています。
- ・ 母子共に支援を受けられる県内唯一の児童福祉施設という特性を活かし専門性を高める努力
DVや養育不安、虐待などの課題を抱える母子の割合も増え、また、母親の知的障がいや精神疾患も併せている状況も増える傾向にあります。そのため支援内容が多岐にわたり、更に専門的な知識を修得する必要があります。職員研修を充実させ、関係機関とも連携し課題克服を進めていくながら、さらなる専門性をめざすことを進めてきましたが不十分な点も否めません。

イ 改善の方向性

- ・ 第三者からの意見を取り入れ、地域に開かれた事業展開
福祉サービス第三者評価の受審と自主点検を定期的実施。入所者の満足度を上げ、支援の質の向上につなげていくことは大きな課題です。また、地域の方々にもかつら荘の事業について周知し、理解と意見を得る機会を設けることが、開かれた施設運営につながっていくものとなります。入所者も住民として地域に奉仕し、協同精神の醸成につながっていくことが期待されます。運営委員会の立ち上げなども実施。実習生や見学者の受け入れについて、入所者の安全確保やプライバシー保護等のため、事前に大学や所属団体等との連絡・調整を十分に行い、注意事項を徹底することが必要です。
- ・ 母子の自立促進への意欲醸成
母子それぞれの目標や施設に求めるものを的確に把握し、自立に向かわせることが不十分です。母子に何が必要なか措置を決めた行政の考えを十分知って、そこを目標のひとつとしなければなりません。入所してから判明する母の理解力の問題や子どもの疾患など諸課題が表面化してくるケースが多くなっています。心の病で通院・入院するケースが増えることも十分予想されるものであり、入所年数は長くなる傾向にあります。それに伴って子どもたちの性の問題も考慮されなければなりません。
- ・ 退所後の支援のあり方の検討
退所後も支援を必要と思われる母子には、切れ目のない継続支援が必要です。母子の意思の確認をしながら、施設として支援のあり方を明文化します。

○ 理念等 ～目指す姿～

ア 理念

母親と子どもの権利擁護を保障し、安定した生活を育みながら、自立への歩みを支援します

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- ・ 運営委員会の創設を検討
委員を人選し委嘱。理念の周知や実態報告、事業報告を行い意見、指導を得ます。
- ・ 支援計画の細やかな策定
支援開始前後の母子の状況をしっかり把握
母子それぞれの同意を得て目標決定
医療・教育・精神面など総合的な視点での良い状態、自立を目指します。
支援計画様式の作成
- ・ 入所者へのわかりやすい周知方法などの検討
知的障がいや精神障がいの入所者のほか、外国人入所者もいるため、現在の入所説明書や重要事項説明書等を見直し、より分かりやすく、見やすいものを作成します。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会設置を検討・実施 ・ マニュアル等見直し検討
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後支援検討 ・ マニュアル等策定 ・ 退所後の支援計画策定
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会の見直し ・ 支援計画見直し ・ 地域行事・かつら荘発信行事の検討

2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援計画策定 ・ 地域行事・かつら荘発信行事実施
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の見直し・総括
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援の相談業務など検討 ・ 事業団立保育所との連携による保育体験または入所 ・ 年齢超過の母子への自立に向けた継続支援・ステップハウスの事業展開 ・ 専門職（心理士や看護師、保健師等）配置の検討

(7)「盛岡市中央通勤労青少年ホーム」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- ・ 若者に合ったPR方法を模索し、ホームページの活用、フェイスブックの開始など若者のニーズに沿うように心がけ、情報の発信に力点を置いてきました。
しかし、利用者にとっては相互の情報交換ができにくい（空き状況の確認がホームページからは不可、フェイスブックが一方通行等）状況から使いにくさもありました。
- ・ 若者の働き方事情の変化により、講座の設定にも変化が出てきました。
単発講座が参加しやすい反面、学び重視の利用者は物足りなさも感じており、そのバランスを考慮する必要がありました。
- ・ 現代のニーズに応えようと、子育て世代にも参加していただける講座を取り入れました。（ベビーマッサージ、キッズ体操など。）
- ・ 身近な経済に関する講座にも関心が高い若者が多く、マネー講座などは一定の評価を得たと感じています。
- ・ できるだけ若者のニーズに沿った講座を設定しようと多種多様な講座を準備しましたが、実際のニーズを捉えきれない状況もあり開講できない講座もありました。
- ・ 地域との交流、地域貢献を継続することにより、地域の中の「青少年ホーム」として認識されるようになってきましたが、会員全体の活動の盛り上がりまでには至りませんでした。
- ・ 施設の機能移転については、市担当課と連絡をとり説明会を実施し、会員の勉強会を重ねてきましたが、関心のある会員とそうではない会員のギャップという現実があり、施設の存在意義を改めて考えさせられました。

○ 平成30年度閉館に向けた利用者支援

これまでの理念、目標に沿い、新しい環境で活動を始めようとする登録会員に対し、今後も希望ある取り組みができるよう、情報提供を行うとともに、新しい組織づくりに向けた活動をサポートします。

- ・ ホームページ、フェイスブックの充実を継続します。
- ・ 事業展開できる期間が限られている中で、引続き新規会員を増やすなど、勤労者支援を継続します。
- ・ 青少年ホーム閉館後は、サンライフ盛岡への機能移転が予定されていることから、今後、新規登録する方に対して、引続き勤労者が利用できる施設等の情報を提供します。
- ・ これまで培った連帯感を持った活動ができるよう、現在の会員とともに「新しい活動」を考え、スムーズに新しい環境に移行できるよう支援します。
- ・ 今後、会員が自立した活動を継続できるよう、閉館までの間、引続き市担当課との連絡を密にしながら、会員の勉強会等の継続を支援します。

【利用者会勉強会・説明会等への支援】

平成27年度 2回：1月14日，1月18日

平成28年度 4回：6月3日，7月19日，7月27日，1月26日

平成29年度 4回：5月25日，6月27日，1月31日，2月16日

平成30年度 3回：4月10日，9月26日，11月21日

その他市民説明会へ館長を派遣し情報収集を行うほか，担当課との情報交換を行います。

引続き，中央通勤労青少年ホームの機能移転が予定されているサンライフ盛岡の大規模改修に関する説明会等が開催されますが，窓口となる青少年ホームは平成30年度をもって閉館となることから，今後，登録会員は，盛岡市と直接連絡を取りながら活動の準備を行うこととなります。

登録会員が新しい環境の下で活動を実現することができるよう，残された期間においても引続き，登録会員への情報提供と新たな活動に向けての支援を行います。

(8) 地域センター 「老人福祉センター」「児童館・児童センター」「地区活動・地域交流活性化センター」「老人憩いの家」「世代交流センター」

○ 第二次中長期経営計画の検証

ア 前期の評価

- 施設間の横のつながりの構築について，老人福祉センター利用者と児童センター児童や保育園児童の交流等を行いました。また，毎月，施設長会議を開催し，法人の考え方や情報共有を図るほか，地域センター全施設・全職員を対象として，①研修及び親睦，②施設相互の情報交換，③施設に関する知識の普及啓発，④関係機関との連絡調整事業を行うための盛岡市社会福祉施設連絡協議会（社福連）において，積極的な連携を図っています。
- 市民ニーズの変化に対応した運営について，指定管理第三者評価，モニタリング，施設運営課題の研究研修会，施設運営委員会，利用者懇談会，利用者アンケート等により，市民ニーズを的確に把握し改善につなげる取り組みを行って来ました。
- 市内のエリアごとに介護予防事業の拠点施設を設置しての展開（保健師等を配置し，現在の盛岡市事業の委託も視野に入れた展開）について，平成26年度から平成28年度まで，各老人センターへ事業の普及を図るため，毎年4施設で全5回（運動機能向上プログラム3回，栄養改善プログラム・口腔機能改善プログラム各1回）を行い主催事業への展開を図るとともに，平成29年度には介護予防事業を特徴とした2箇所目の老人福祉センターとなる，みたけ老人福祉センターの指定管理を受け事業を開始しました。
- 児童センターにおける発達障がい児への対応について，児童や保護者への対応や支援，児童厚生員等への助言・指導などを目的に，平成26年度から事務局に専任の発達障害児支援専門員を配置し，34施設2分室を年間3回以上訪問し支援に当たるほか，児童厚生員研修会での助言，情報共有，小学校と連携を図るため市教育委員会学校教育課長あて各小学校長への協力を要請するなど，保護者，小学校，児童館・児童センター三者の連携強化に務めています。
- 図書館との連携（読みきかせ事業等の実施）について，平成22年度から平成27年度まで図書館窓口業務及び移動図書館車運行業務事業を受託し，児童センターにおいて読み聞かせを積極的に実施するとともに，平成28年度以降は読み聞かせを自主事業として実施して来ました。
- 施設合同事業企画及び開催並びに施設のPR活動について，各施設で発行しているお便り等広報誌のカラー印刷化と写真の活用等を進め，見やすく利用者に喜ばれるPR活動を行っています。
- 次期指定管理申請の際は，盛岡市で進めている市民協働推進の施策を踏まえ申請を検討することについて，現在，市内12地域で地域協働によるまちづくりの取り組みが行われており，地域センター構想で結成された多くの地域福祉推進会事務局を担っている事業団職員が，中核的な役割を果たしています。

- 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画による大規模改修について、盛岡市と連携を図りながら利用者等への対応を行って来ました。

イ 改善の方向性

- 市内全域を網羅する地域センターにおいて、市民の平等な使用、サービスの質の担保・向上のためには、事業団と連携して研修等を開催している盛岡市社会福祉施設連絡協議会の意義、役割は益々重要となって来ています。
- 地域協働によるまちづくりの取り組みが、地域センター構想による「事業団」、「地域センター」、「地域福祉推進会」の関係にどのような変化や影響を及ぼすかなど、施策を注視していかなければなりません。
- 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画による老人福祉センターの各コミュニティ地区内類似施設との集約化、児童館・児童センターの小学校等への機能移転など、地域センター構想に基づく合築館による総合的福祉の相乗効果への影響等、地域福祉の在り方について、盛岡市と連携を図りながら協議を重ねて行く必要があります。

○ 理念等 ～目指す姿～

理念

地域センターは、地域福祉推進の拠点として、児童の健全育成、老人福祉の向上、市民相互の交流及び市民福祉の増進を図りながら、市民に寄添う思いやりと優しさのある施設を目指します。

○ これからの第二次中長期経営計画

ア 後期のアクションプラン

- 市民の平等な使用、サービスの質の担保・向上のため、研修の継続・充実のほか、盛岡市社会福祉施設連絡協議会と緊密に連携を図ります。
- 児童館・児童センターにおける利用児童の増加、発達障がい児への対応について盛岡市と協議を継続します。
- 地域協働によるまちづくりの取り組みが、地域センター構想による「事業団」、「地域センター」、「地域福祉推進会」の関係にどのような変化や影響を及ぼすかなど、施策を注視しながら、次期指定管理者申請を検討します。
- 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画による大規模改修工事による利用者対応など、盛岡市と連携を図るとともに、老人福祉センターの各コミュニティ地区内類似施設との集約化、児童館・児童センターの小学校等への機能移転など、施設の在り方について、新たな福祉サービスの創出も含めて盛岡市と十分な協議を行います。

イ 後期の実行計画 ～その先を見据えたロードマップ～

年次	プロセス
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修実施後の対応 (青山老人・活動, 山岸老人・児童, 仙北活動) 移転新築工事 (上飯岡児童)
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> 供用開始後の対応 (上飯岡児童) 大規模改修対応 (上田老人・児童)
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修実施後の対応 (上田老人・児童) 次期長寿命化実施計画への対応
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 第五期指定管理者申請準備
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> 第五期指定管理者申請
2024年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 第五期指定管理